

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C60194-1	プリント配線板の設計、製造及び組立—用語—第1部:プリント配線板及び電子実装技術共通(仮)	Printed boards design, manufacture and assembly - Vocabulary - Part 1: Common usage in printed board and electronic assembly technologies	プリント配線板、受動部品、半導体などの電気・電子部品は、世界のあらゆる業種で用いられており、共通用語を用いることは国内外を問わず取引上でとても重要となる。IECでは、プリント配線板、受動部品、半導体などの電気・電子部品の用語を対象としたIEC 60194-1(Printed boards design, manufacture and assembly - Vocabulary - Part 1: Common usage in printed board and electronic assembly technologies)を2021年に制定した。我が国においても、電気・電子部品に関連する諸活動における相互理解を図るため、国際規格IEC 60194-1を基にした用語の標準化を図る必要がある。	プリント配線板、受動部品、半導体などを製造、販売及び又は使用する際に、標準化された共通用語を用いることで、技術的な調整が容易となって、開発・製造の効率化が図れるとともに、受渡当事者間での取引におけるトラブル防止及び円滑化につながることを期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義	—	IEC 60194-1:2021	IDT	第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: プリント配線板及び電子実装技術	法律の目的に適合している。	利点: ウ、エ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月
JSA	06 電子	制定	C61760-2	表面実装技術—第2部:表面実装部品(SMD)の輸送及び保管条件—指針(仮)	Surface mounting technology—Part 2: Transportation and storage conditions of surface mounting devices (SMD) —Application guide	能動部品、受動部品などの表面実装用電子部品(以下、SMDという。)は、世界のあらゆる業種で用いられている基本部品であり、国際貿易で取り扱われる重要な製品部類の一つである。SMDの輸送時及び保管時における注意事項は、SMDの流通にとって必要な情報である。このため、既にIEC 61760-2:2007(第2版)を対応国際規格とするJIS C 5070が制定されているが、IEC 61760-2の主要な規定である、表面実装部品の輸送、保管時の環境条件の分類、環境パラメータ及びその厳しさなどの規定が、昨今の社会環境の変化に合わせて全面的に改訂され、第3版として2021年に発行された。JISとしても、国際規格と整合し最新の技術水準に対応した規格とするとともに、IEC 61760-2の整合規格であることを明確にするため、規格番号を改めてこの規格を制定することが必要である。したがって、この規格の発効と同時に、JIS C 5070は廃止する予定である。	SMDの市場への流通及び輸出入に関わる製造業者、使用者、物流業者などによるこの規格の周知を図ることによって、製品の損壊及び劣化を防止して、国内外における取引上の支障の未然防止に資することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.SMDの輸送及び保管の一般条件 5.SMDの輸送条件(環境分類、環境パラメータ及びその厳しさ) 6.SMDの保管条件(環境分類、環境パラメータ及びその厳しさ) 7.関連事項	JIS C 5070: 2009	IEC 61760-2:2021	IDT	第2条の該当号: 2(輸送の生産方法) 対象事項: 表面実装部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C62343	ダイナミックモジュールー通則	Dynamic modules - General and guidance	我が国において、ダイナミックモジュールは、通信システムを構築する重要な構成要素となっており、それらを用いた長距離・大容量光ファイバ通信システムやトラフィックの動的な変化や予期せぬ自然災害による伝送路の寸断等に柔軟に対応できる光ネットワーク網が実現されてきている。こうした中、国際規格IEC 62343(2013年初版発行)が2017年に第2版に改訂され、この規格の対象となるダイナミックモジュールの説明、用語、並びに基本的な考慮事項及び考え方が定義された。近年光ネットワークの多機能化が進められている中で、ダイナミックモジュール技術の更なる高度化が求められると共に、新技術の開発が進むものと考えられる。災害大国の我が国では、フレキシブルなネットワークの重要性が増しており、これらの新技術の開発がさらに進む前に、現在の国際規格と整合したJISの通則を制定する必要がある。	制定することによって、製品の開発・製造に関する規格の作成方法の明確化で製品の開発・製造が容易になり、取引の円滑化が期待できるとともに、正しい認知が定着することにより、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 規格の作成方法 5 電磁両立性(EMC)に関する要求条件特性	—	IEC 62343:2017	IDT	第2条の該当号: 5(鉱工業の技術に関する用語、略語、記号) 対象事項: ダイナミックモジュール	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年9月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5101-1	電子機器用固定コンデンサー 第1部:品目別通則	Fixed capacitors for use in electronic equipment-Part 1: Generic specification	この規格は、電子機器用固定コンデンサーの品質評価又はその他の目的において、品種別通則及び個別規格で用いる用語、検査手順及び試験方法について規定する品目別通則である。この規格が適用するコンデンサーは、磁器コンデンサー、電解コンデンサー、フィルムコンデンサーなどがあり、多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の基として対応国際規格IEC 60384-1が2021年7月に改訂され、この規格独自の規格構成からISO/IEC Directives Part 2に従った規格構成とするため、特に、「試験及び測定手順」の箇条構成が全面的に見直され、同時に、最新の引用規格への見直しがあった。コンデンサーの品種別通則であるこの規格は、製造上及び取引上、重要な規格であることから、JISとしても対応国際規格との整合化を図るため改正が必要である。	改正による規格構成の全面見直しによって、この規格自体の利用のしやすさ、理解の促進が期待される。また、国際規格と整合した規格に改正することによって、海外を含む受渡当事者間の意思統一が図られ、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“引用規格”において、引用規格を最新版とする見直しを行う。 ・現行規格の41の細分箇条で構成する“試験及び測定手順”を、六つの箇条(試験及び測定の手続の一般条件、電気的試験及び測定の手続、機械的試験及び測定の手続、環境及び耐候性試験、部品実装に関する試験、及び安全に関する試験)に再編成して、個別の試験及び測定手続を規定する。 ・現行規格で規定の附属書としての附属書G及び附属書Hの各“高温高温(定常)試験”の規定を、該当する再編成した各箇条に記載する。 ・現行規格の七つの参考の附属書を、二つに再編成する。	—	IEC 60384-1:2021	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサー	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月
JSA	06 電子	改正	C5101-2	電子機器用固定コンデンサー 第2部:品種別通則:固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流コンデンサー	Fixed capacitors for use in electronic equipment-Part 2: Sectional specification : Fixed metallized polyethylene-terephthalate film dielectric d.c. capacitors	この規格は、固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流コンデンサーの品質評価手順、試験及び測定方法を規定する品種別通則である。この規格の対応国際規格IEC60384-2が2021年4月に改訂され、「試験及び測定方法」の箇条構成が全面的に見直され、また、最新の引用規格への変更などで本文が大きく変わったため、対応国際規格との整合化を図るためこの規格の改正が必要である。	改正によって、この規格の利用者が対応国際規格とこの規格との併用を容易にすることができ、受渡当事者間の意思統一が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格の四つの箇条[一般事項(細分箇条で適用範囲、引用規格、用語の定義などを六つの細分箇条で構成)、推奨特性及び定格、品質評価手順、並びに試験及び測定方法]による規格構成を、JIS Z 8301:2019に従った規格の構成要素及び記載順序に全面変更する。	—	IEC 60384-2:2021	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサー	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5101-25	電子機器用固定コンデンサー第25部:品種別通則:表面実装用固定アルミニウム固体(導電性高分子)電解コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment -Part 25: Sectional specification: Fixed aluminium electrolytic surface mount capacitors with conductive polymer solid electrolyte	この規格は、表面実装用固定アルミニウム固体(導電性高分子)電解コンデンサの品質評価手順、試験及び測定方法を規定する品種別通則である。この規格の基として、対応国際規格IEC 60384-25が2021年7月に改訂され、この規格独自の規格構成からISO/IEC Directives Part 2に従った規格構成とするため、特に、「試験及び測定手順」の箇条構成が全面的に見直され、同時に、最新の引用規格への見直しがあった。この規格は、製造上及び取引上、重要な規格であることから、JISとしても対応国際規格との整合化を図るため改正が必要である。	改正による規格構成の全面見直しによって、この規格自体の利用のしやすさ、理解の促進が期待される。また、国際規格と整合した規格に改正することによって、海外を含む受渡当事者間の意思統一が図られ、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格の四つの箇条[一般事項(細分箇条で適用範囲、引用規格、用語の定義などを六つの細分箇条で構成)、推奨特性及び定格、品質評価手順、並びに試験及び測定方法]による規格構成を、JIS Z 8301:2019に従った規格の構成要素及び記載順序に全面変更する。	—	IEC 60384-25: 2021	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月
JSA	06 電子	改正	C5402-8-3	電気及び電子機器用コネクタ試験及び測定-第8-3部:静的な力試験(固定形コネクタ)-試験8c:操作レバーの強度(現行名称:電子機器用コネクタ試験及び測定-第8-3部:静的な力試験(固定形コネクタ)-試験8c:操作レバーの強度)	Connectors for electrical and electronic equipment -Tests and measurements -Part 8-3: Static load tests (fixed connectors) -Test 8c: Robustness of actuating lever	この規格は、電子機器用コネクタの操作レバーの強度試験の方法について、IEC 60512-8-3:2011を基に規定したものである。昨今、コネクタ製品の急速な普及とその多様性ことから、現在規定している測定方法では試験準備及び試験方法についての規定が十分でなく、不統一な測定結果となる恐れがあることから、IEC 60512-8-3では、試験準備及び試験方法の規定の補足を行い、併せて、個別規格に規定すべき事項の追加を行う改訂を2018年に行った。JISにおいても、要求される試験の精度及び試験データについての規定の見直しを目的として、国際規格に合わせた改正を行うことが必要である。	この改正によって、同一条件での試験結果について比較検討が可能になり、より正確な評価が期待できる。また、国際規格との整合化によって、世界マーケットでも同等の比較評価が実施できて、我が国の製品の高い競争力の認知向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“資料の準備”において、実際の使用条件に近づくため、“試料は、配線しない”との規定を削除する。 ・“試験・測定方法”において、前処理、初期測定及び回復(リカバリー)に関する規定を追加する。 ・“要求事項”において、現行規格の規定内容は具体性がなく規定の意味がないため、この箇条を削除する。 ・“個別規格に規定する事項”において、試験装置、標本数量、取付状態の詳細など、個別規格で指定すべき事項5項目を追加する。	—	IEC 60512-8-3:2018	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5962	光ファイバコネクタ通則	Generic specification of fiber optic connector	この規格は、1987年に制定された後、4回の改正を経て、2011年に第6版として発行されたIEC 60874-1及び2011年に第3版として発行されたIEC 61274-1(以下、対応国際規格という。)を基とし、我が国の実情に合わせるため、技術的内容を変更して2018年に改正された。対応国際規格は、用語規格の位置づけであるが、他の国際規格のかん合標準及び光学互換標準それぞれの総則にも必要な用語及び定義が規定されており、重複を避けるため対応国際規格2文書は2019年に廃止となった。その後、国内での対応の必要性及び追加改正点を検討し、廃止された対応国際規格にはなく、この規格でしか定義していない用語があること、また、性能、試験などの要求事項はJIS独自の様式で規定し使われていることから、この規格は今後も必要である。また、これまで使われていて分かりにくいと指摘されていた角形フェルールの基準コネクタに関する記載についても併せて改正をする必要がある。	この規格を改正することによって、対応国際規格が無くなったことを正確に反映することができるとともに、記載の分かり難さも解消されて、使用者の誤解を避けることができる。	主な改正点は、次のとおり。 1 適用範囲 対応国際規格が廃止されたことに伴う変更(対応国際規格がないJIS独自規格とする) 附属書JC(規定)「JIS C61300-2-55として制定予定」という記載を、当該JISが制定されたため修正 附属書JD(規定) 角形フェルールの基準コネクタに関する記載の明確化 附属書JF(参考) 対応国際規格がなくなるため削除	—			第2条の該当号: 1(鉱工業品の種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年7月
JSA	06 電子	改正	C5965-3-31	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—光ファイバコネクタ光学互換標準—第3-31部:シングルモード光ファイバコネクタのコネクタパラメータ—1列多心角形ポリフェニレンスルフィド(PPS)8度斜めPC端面フェルール (光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—光ファイバコネクタ光学互換標準—第3-31部:シングルモード光ファイバ用1列多心角形ポリフェニレンスルフィド(PPS)8度斜めPC端面フェルールの接続部パラメータ)	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces - Part 3-31: Connector parameters of non-dispersion shifted single-mode fibers - 8 degree angled physically contacting polyphenylene sulphide rectangular ferrules	この規格は、2015年に発行されたIEC 61755-3-31を基に2018年に制定された多心光ファイバコネクタの光学互換標準である。この規格では、多心光ファイバコネクタのかん合標準2件(JIS C 5964-5及びJIS C 5964-18)を引用しているが、2020年1月制定された2件の多心光ファイバコネクタのかん合標準(JIS C 5964-7-1及びJIS C 5964-7-2)を引用していないため、業界の実態に整合しておらず混乱が生じている。したがって、JIS C 5964-7-1及びJIS C 5964-7-2を引用するなど改正が必要である。特に、JIS C 5964-7規格群で規定するMPOコネクタは、データセンター等に多く使用されており、必要性が高い。さらに、引用規格のIEC 61753-1が2018年に改訂され、環境カテゴリが全面的に変更になったため、改正が必要である。	多心光ファイバコネクタ、特にMPOコネクタは近年データセンターなどに多く用いられている。MPOコネクタのかん合標準を追加することで、市場を活性化する効果がある。また、引用国際規格で規定する環境カテゴリを最新版に合わせることで、業界の実態に整合させて混乱を避ける効果がある。	主な改正点は、次のとおり。 1 適用範囲 引用国際規格に従い環境カテゴリをC、OP、OP+、E及びIに変更 2 用語及び定義 簡条を追加 3 接続部パラメータ JIS C 5964-7-1及びJIS C 5964-7-2を引用	—	IEC 61755-3-31	MOD	第2条の該当号: 5(鉱工業品の種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年7月	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C60068-2-21	環境試験方法—電気・電子—第2-21部:試験—試験U:端子強度試験及び部品本体の耐久性試験方法 (現行名称:環境試験方法—電気・電子—第2-21部:試験—試験U:端子強度試験方法)	Environmental testing - Part 2-21: Tests - Test U: Robustness of terminations and integral mounting devices	この規格は、電気・電子部品[端子付き部品、表面実装部品(SMD)]を対象とし、これらの電気・電子部品が組立中又は取扱い中に支障を生じないための、端子部強度、並びに部品本体の強度及び耐衝撃性を評価する試験方法を規定する基本的な規格である。この規格の基として国際規格IEC 60068-2-21は、SMD本体強度及び耐衝撃性試験方法の国際規格であるIEC 60068-2-77 (Environmental testing—Part 2-77: Tests—Test 77: Body strength and impact shock)の規定事項を取り込んだ統合規格として2021年に改訂された(IEC 60068-2-77は廃止)。このため、この規格も、対応国際規格と整合した試験方法の統合規格とするため改正を行う必要がある。なお、JIS C 60068-2-77は、この規格の改正版発効に合わせて廃止する。	この規格を改正することで、試験方法が統合され技術的な調整が容易となつて、受渡当事者間での取引におけるトラブル防止につながる事が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲”において、JIS C 60068-2-77を取り込んだ統合規格とするため、規定する事項として“試験U1(本体強度)”及び“試験U2(耐衝撃性)”を追加する。 ・JIS C 60068-2-77で規定している“試験Uf(部品本体の耐久性)”を、新たな箇条を設けて規定として取り込む。	C60068-2-77	IEC 60068-2-21:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月
JSA	06 電子	改正	C61300-3-7	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第3—7部:検査及び測定—シングルモード光部品の光損失及び反射減衰量の波長依存性測定	Fiber optic interconnecting devices and passive components—Basic test and measurement procedures—Part 3-7: Examinations and measurements—Wavelength dependence of attenuation and return loss of single-mode components	この規格は、2009年に改訂されたIEC 61300-3-7(以下、対応国際規格という。)第2版を基に2012年に制定された。対応国際規格は、その後の使用実態に合わせて、用語及び定義の見直しその他、基準試験方法の削減、挿入損失と反射減衰量の計算式の修正、終端方法の追記、光源に関する特性の記載、双方向試験方法記載の簡略化、反射減衰量の単独測定方法の削除を行った第3版が2021年に改訂された。この規格は、伝送用光受動部品の個別規格、光伝送用能動部品の性能標準、光コネクタの個別規格などから引用されており、重要な規格である。計算式の修正など技術的な変更を行った対応国際規格と整合させる必要があるため改正する。	伝送用光受動部品の個別規格、光伝送用能動部品の性能標準、光コネクタの個別規格などの商取引において、混乱を避けることができ、中小企業の市場参画を促進する効果がある。	主な改正点は、次のとおり。 1. 適用範囲 基準測定方法の削減 2. 記号及び略語 3.3 Quantity symbolsの追加 3. 概要 4.3用語及び定義の挿入損失及び反射減衰量の計算式の修正、4.4試供品の形態記述の詳細化、4.5測定方法の変更(構成例の簡略化) 4. 装置 終端方法の追記 5. 手順 反射減衰量単独測定方法削除 附属書C 終端に関する情報の追加	—	IEC 61300-3-7:2021	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験、検査、検定又は測定方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準 作成委員会	制定/ 改正/ 廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格との 対応の程度	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始 予定
JSA	06 電子	廃止	C5070	表面実装技術－表面実装部品(SMD)の輸送及び保管条件－指針	Surface mounting technology－ Part 2: Transportation and storage conditions of surface mounting devices (SMD)－ Application guide	この規格は、IEC 61760-2を対応国際規格とするJISである。IEC 61760-2の主要な規定である、表面実装部品の輸送、保管時の環境条件の分類、環境パラメータ及びその厳しさなどの規定が、社会環境の変化に合わせて全面的に改訂され2021年に発行された。JISとしても規格としての取り込みを予定しているが、これを機会に、IEC 61760-2の整合規格であることを明確にするため規格番号をJIS C 61760-2に改めて制定を申請する予定である。JIS C 61760-2の制定と同時に、この規格は廃止とする。	IEC 61760-2:2007	IDT	一般財団法人日本規格協会のWG	-
JSA	06 電子	廃止	C60068-2-77	環境試験方法－電気・電子－表面実装部品(SMD)の本体強度及び耐衝撃性試験方法	Environmental testing－Part 2 -77: Tests－Test 77: Body strength and impact shock	この規格の対応国際規格である“IEC 60068-2-77”が“IEC 60068-2-21”へ統合されたため、JISにおいても“JIS C 60068-2-77”を“JIS C 60068-2-21”へ統合する改正を行い、この規格を廃止とする。	IEC 60068-2-77:1999	IDT	一般財団法人日本規格協会のWG	-